

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1128 第3号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発1128 第3号」 適用日 令和7年12月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
抗NF155抗体 抗CNTN1抗体	1000点 1000点	免疫学的 検査 144点	「D014」 自己抗体 検査「47」	(32) 抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髓性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アカポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であつたいすれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性についてを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
RSウイルス核酸 検出	291点	微生物学的 的検査 150点	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査「6」	(41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。 ア 入院中の患者 イ 1歳未満の乳児 ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。